

マイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになります！

問い合わせ 国保年金課 国保年金係、公費医療係(☎内線313・315)
またはマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)

健康保険証利用が始まります！

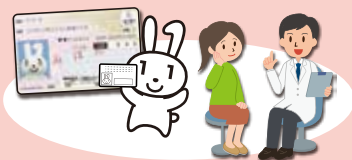
マイナンバーカードの健康保険証としての利用は、令和3年3月から順次開始する予定です。マイナンバーカードを利用できる医療機関や薬局で、カードリーダーにかざすことでスムーズに受診できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前にインターネットでの申し込みが必要です。スマートフォンやパソコンなど対応する機器をお持ちでない人は、市役所で手続きできます。詳しくはお問い合わせください。
※従来の保険証も引き続きお使いいただけます。

🐰 どうないいいことが？ 6つのメリット

POINT! 1 健康保険証として ずっと使える！

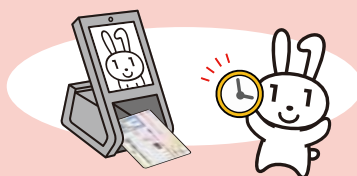
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越ししても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT! 2 医療保険の資格確認が スピーディに！

カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT! 3 手続きなしで限度額 以上の一時的な支払 が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT! 4 健康管理や医療の 質が向上！

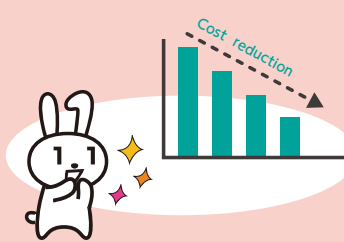
マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

POINT! 5 医療保険の事務 コストの削減！

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT! 6 医療費控除も カードで便利に！

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。

また、2021年分 所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

